

被疑者取調べの可視化

菅 原 雅 子
(公法専攻・司法専修コース)

- はじめに
- 第一章 被疑者取調べ
 - 第一節 取調べの現状と特徴
 - 第二節 取調べの問題点
- 第二章 甲山事件供述調書の分析
 - 第一節 事件の概要
 - 第二節 供述調書内容への疑問
 - 第三節 取調べが与える心理的影響
 - 第四節 甲山事件における取調べと自白
- 第三章 取調べの可視化
 - 第一節 可視化の目的と効果
 - 第二節 取調べ過程・状況の書面化
 - 第三節 弁護人の立会い
- 第四章 被疑者取調べ過程の録音・録画制度
 - 第一節 意 義
 - 第二節 反対論の根拠
 - 第三節 取調べ録音・録画制度導入の根拠
 - 第四節 甲山事件に実施された場合の効果
- む す び

はじめに

被疑者取調べは刑事訴訟手続きのなかでも重要な役割を果たし、そのために過去幾度となく人権が脅かされ、数々の冤罪や誤判が生み出されてきた。そこでこれらを防止すべく、被疑者取調べの適正さを確保することが刑事司法改革最大の課題の一つとして挙げられ、従来から様々な議論が繰り返されてきた。

これを受けて司法制度改革審議会では取調べの可視化について議論され、最終意見書で「被疑者の取調べの適正さを確保するため、その取調べ過程・状況につき、取調べの都度、書面による記録を義務付ける制度」を提言した。しかし、「取調べ状況の録音、録画や弁護人の取調べへの立会い」については「将来的な検討課題」とするにとどまった。

取調べの録音・録画制度は未だ実現には至っていない。ところがこの提言以降、衆議院・参議院両法務委員会が、新たに導入される裁判員制度の立ち上げに伴って取調べ録音・録画の実施を含めた付帯決議を行うなど、今や現実の立法課題となってきた。

本稿では、被疑者取調べの現状や取調べの問題点を検討したうえで、取調べの可視化とりわけ取調べ全過程の録音・録画制度の必要性・重要性を指摘していきたい。以下に論じるように、捜査機関による被疑者の取調べは密室で行われており、唯一取調べ状況を知る手がかりとなる供述調書でさえ客観性が乏しい。書面による可視化については実務から一定の動きがあったものの、取調べの可視化を徹底し、真に取調べの適正さを確保する方策としては不十分である。取調べの可視化を実現し、適正な取調べや迅速な裁判が行われるためにも、被疑者取調べ全過程の録音・録画制度を導入すべきではないだろうか。

第一章 被疑者取調べ

第一節 取調べの現状と特徴

被疑者取調べには身体拘束中の被疑者を対象にしたものと身体不拘束(在宅)中の被疑者を対象とするものがある。どちらを対象にした取調べも様々な問題を含んでいるが、ここでは取調べの特徴が顕著にあらわれる身体拘束中の被疑者の取調べについて検討していく。

被疑者取調べは捜査にとって必要不可欠のものであり、実務では取調べなしに捜査が終結することはほとんどないといわれている。また、取調べ

の際に録取された供述調書（主に自白調書）は起訴・不起訴の決定や公判の証拠として重要な役割を果たしている。実務でこのような「取調べ中心主義」がとられてきた理由は、以下のように説明されている¹⁾。

実体的真実の発見・追及のために自白が不可欠である。

立証が困難な犯行の動機，主観面の立証に重要な意味を持つ。

起訴猶予制度の効率的な運用のために，罪を犯した者が反省・悔悟の心情を示すことが重要である。

自白を獲得する捜査は市民の当罰感情に合致し，被害者の感情宥和にも役立つ。

公判段階における裁判官の心証が自白に重点を置きがちである。

簡単にいうならば自白の必要性・重要性を述べているのだが，なるほど自白は実際に犯行におよんだとされる者の供述であり，一見信用性の高いもののように思える。そうすると反省・悔悟の心情を示す自白は起訴猶予制度の運用や被害者の感情宥和にも役立つというのも理解できるし，市民の当罰感情を満足させるということや裁判官が自白に重点を置きがちであるという一面も否定できない。しかし，それ以上に注目すべきなのは，これらの理由から自白を獲得しようとするあまり，取調室という「密室」の中で自白を促す限度を超えて強要してしまい，そのために被疑者に対して数々の人権侵害的な取調べがおこなわれてきたことや，それによって獲得した虚偽の自白から誤判や冤罪が生み出されてきたという事実である。このことはたとえ強制的な取調べがおこなわれなかったとしても，被疑者にとって取調べはそれ自体に圧迫を感じるものであるという現実を考えると，なおさらであろう。

以上のことをふまえて，日本における取調べは次のような特徴をもち続けている²⁾。

捜査の方法として被疑者の取調べが常態化しており，そのほとんどは長時間におよぶ。

被疑者取調べの主たる目的は被疑者からの自白獲得にある。

取調べにおいては取調官と被疑者の心の通い合いやコミュニケーションが重要であり、取調べを通じて「一対一の信頼関係」が形成される。

被疑者取調べは主に司法警察職員によって行われるが、あわせて検察官による取調べが引き続くことも多い。

被疑者の取調べは、取調官と被疑者以外には在室しない、外部から遮断された「密室」でおこなわれ、可視化・客観化されていない。

捜査段階で行われた取調べ、それをもとにして作成された供述調書は、訴追側の有罪立証に効果的に活用される。

被疑者には取調べ受忍義務がある。

起訴前段階においては、勾留時でも被疑者の約9割は警察署の留置場(代用監獄)に収容され、取調べは警察署の取調室で行われる。

第二節 取調べの問題点

これらの特徴をもつ日本における被疑者取調べの現状には多くの問題点が存在する。

まず、実務は身体拘束中の被疑者に対して、取調べ受忍義務を肯定して取調べを行っている。被疑者は取調べの客体として位置付けられ、その結果、現実の取調べが長時間の「ある意味ではカウンセリング的な性格」を持つものとなる。このような取調べ重視の現状は、刑事司法の効率化や高い検挙率をもたらすと評価される反面、捜査機関の権力の増大、公判手続きの形骸化をもたらすだけでなく、違法な取調べやひいては誤判や冤罪問題を引き起こしやすいと指摘されている³⁾。

取調べを身体拘束中の被疑者が拒否できないとすると、たとえ違法な取調べが行われていないとしても、被疑者は取調室に拘束されることになる。しかし被疑者は取調べの客体ではなく、一当事者である。現時点では、被疑者が取調べに直接対抗できる弁護人の立会いなどの防御方策は制度上も実際上も認められていないことから、被疑者にとっては黙秘権だけが唯一

取調べに対抗できる手段といえる。もし取調べ受忍義務を肯定するならば、供述する義務はなくとも、実質的には供述を強制しているのと変わらず、黙秘権の保障はないに等しいであろう。また、そもそも逮捕・勾留などの身体拘束は取調べを目的とはしていない。取調べ受忍義務は否定すべきである。

次に、捜査実務において逮捕・勾留が取調べのために最大限利用され、被疑者を警察署内の留置場である代用監獄に収容する点についても問題がある。代用監獄も被疑者の取調べを行う取調室も同じ警察署の中にある。つまり、代用監獄における長期の身体拘束がその間の執拗な長時間の取調べを可能としているのである。特に被疑者が黙秘や否認をしている場合、これによって意思が打ち砕かれることがある。代用監獄は国際的にも批判の強い問題だが、少なくともこのように被疑者が黙秘ないし否認しているときには、取調べや自白が強制されないためにも拘置所に収容すべきである。

さらに、被疑者取調べが被疑者と取調官だけが在室する取調室という「密室」の中で行われ、その取調べ状況は取調べの際に取られた供述調書以外に全く可視化・客観化されていないことにも大きな問題がある。取調室で何が行われているかは被疑者と取調官しか知らず、被疑者を取調べの客体ととらえる捜査機関と一被疑者とはおよそ対等な立場に立ち得ない。そしてその取調べが長時間におよぶならば、なおさら被疑者が否認したり黙秘権を行使することは困難である。なぜなら、取調べの場では取調官が質問をするだけでも被疑者の心理に相当強い影響を与えられからである。取調べに対するチェック機能が働かないために、違法な取調べが行われる危険性もある。さらに、公判段階で自白の任意性・信用性を争う場合も、取調べ状況が客観化されていないために判断が困難になり、しいては誤判につながりやすいという問題もある。

数ある問題のなかで、この取調室の密室性の問題は非常に重大な問題であり、違法な取調べや誤判・冤罪を生み出す最大の原因はここにあると

いっても過言ではないだろう。だからこそ、取調べの適正さを確保し、誤判を防止するために「密室」を改善することが必要不可欠となるのである。

以上に挙げた被疑者取調べの問題点をふまえて、次章では甲山事件の供述調書内容について、取調べが被疑者に与える心理的影響とあわせて具体的に検討していく。

第二章 甲山事件供述調書の分析

第一節 事件の概要

甲山事件は当時マスコミにも大きく取り上げられた有名な事件である。1974年3月、兵庫県西宮市の知的障害児施設「甲山学園」で二人の園児M子とSが相次いで行方不明となり、その後、学園内の浄化槽で溺死体となって発見された。警察はこの状況からただちに殺人事件と断定し、うち他殺の疑いの強いSの殺人容疑で学園の保育Y(当時22歳)を逮捕した。

Yは逮捕されてから21日後に釈放、1年後に不起訴決定がなされている。ところが、検察審査会がさらに1年間の審査の末「不起訴不相当」の決定を出し、検察はこれを受けて再捜査に乗り出した。すでに3年近くも経った後、新たになされた元園児三人の「Yが連れ出すのを見た」という目撃証言から、検察・警察はYを再逮捕・起訴した。

事件から4年後に始まった第一審は7年をかけて1985年に無罪の判決を出す。その後、高裁は一審判決破棄、地裁に差し戻されて差戻審が再び無罪、さらに高裁が検察官の控訴を棄却し、結局検察が上告を断念して無罪が確定したのが、事件発生から25年半近く経った1999年10月だった⁴⁾。

この事件では園児たちの証言など、膨大な量の供述調書が取られているが、ここでは被疑者が最初に逮捕されたときの供述調書内容について検討していく。

第二節 供述調書内容への疑問

甲山事件供述調書の変遷は以下の通りである。

1974年 3月17日 M 子行方不明
3月19日 S 行方不明
M 子, S 遺体発見
4月7日 Y 逮捕
4月14日 無意識殺人発言
4月17日 自白
4月19日 否認
自白
4月26日 否認
4月28日 釈放

まず、Y は逮捕された当初の供述調書では「私は絶対にやっておりません」、「断固否定します。このことは天地神明にかけて誓います」と容疑を否認していた。しかし、次第に日が経つにつれ「いろいろのことを考えると私が無意識のあいだにS君を殺ってしまったような気がいたします」と変わり、次の日に否定したものの、逮捕から10日経った4月17日調書では「今夜は本当のことを申し上げます。M子ちゃんとS君をやったことは私に間違いありません」と自白している。

また、この自白直後4月17日に書かれた犯行動機については、「その理由は明日朝から申し上げます」とだけあり、翌日18日の犯行状況について書かれた調書は、実に8時間半近くの取調べにもかかわらず「私はうすばんやりと憶えています.....靴を履いて上がったのか、脱いで上がったのか.....子供は確かにおりましたが誰だったか、寝ていたか起きていたか、二、三人だったか憶えておりません」や「はっきり断言出来ませんが」、「非常口の扉はいつも鍵がかけてありますのでマスターキーで私があけて外へ出たような気がします」など非常に曖昧な表現で書かれている。

さらに、翌日19日調書では「今日から動機などについて聞かれると思うのですが私はやったことがありませんのでそのような動機などについては喋れる筈はありません。判りません、思い出しません」と容疑を否認しながら、同日のうちに「……S君とM子ちゃんを殺しました、と申しました。それは本当の事です。いろいろのことを思い出しましたので、お話しします」と自白し、またその1週間後26日に否認をしている。

以上のことから甲山事件被疑者の供述調書内容には、大きく分けて三つの疑問があると考えられる。

- 1 被疑者は当初断固として殺人容疑を否認していたにもかかわらず、なぜ自白したのか。
- 2 自白してから犯行状況を説明するのに、なぜこんなに時間がかかったのか。
- 3 自白と否認が二転三転しているのはなぜか。

一見すればたいした問題ではないように思えるかもしれない。被疑者が逮捕された当初、否認をしていたにもかかわらず取調べを経るにつれて自白するのは、取調官の説得により真実を話すようになったからであり、その際に行う犯行状況の説明は記憶を詳細にたどる作業が必要なために時間がかかる。さらには、供述が二転三転するのも、一度自白したがやはり刑罰等の不安から逃れるために否認をするという繰り返しが行われるからであると考えられるかもしれない。

そこで、より詳細に検討していくために、取調室という場の特殊性とそこで行われる取調べが被疑者にどのような影響を与えるかを考えていきたい。

第三節 取調べが与える心理的影響

ここに一人の人間がいたとする。平穏な日常を過ごしてきたある日、突然警察に身に覚えのない犯罪事件の被疑者として逮捕され、取調べを受けることになった。このような場合、取調室で行われる取調べは被疑者にど

のような影響を与えるものなのか。無実なのだから自分のやっていない罪を自白したりしないだろう。誰もがそう考える。あるいは、それでも自白してしまうのは拷問まがいの取調べに耐えきれなかったか、被疑者自身の性格の問題だと思うかもしれない。一般的に違法でない通常の取調べならば絶対に自白したりしないと思うのはごく自然なことである。

では、ここでよりリアルに取調べを実感するために、無実の被疑者を自分におきかえて考えてみて欲しい。被疑者はまず、実務において取調べ受忍義務が肯定されている以上、取調べを受けなければならない。取調べは被疑者と取調官以外には誰もいない密室の取調室でおこなわれる。

取調べの場には「一定方向に向かう磁場」が働いている。取調官は犯罪事件の疑いを持って取調べを行う。とりあえず疑いがあるだけならば、有罪だけでなく無罪も念頭において取調べるのが本来であるが、現実の犯罪捜査では必ずしもそうはなっていない。疑いには直接的な証拠によらなくても、不安や怒りなどの感情によって容易に確信へと変わっていくという恐さがある。そして客観的な証拠がそろわないからこそ、取調べにおいて自白という決定的な証拠を獲得しようとしたり、許しがたい犯罪事件の処罰を欲求し、謝罪を追求する。これらのことから取調官は被疑者を犯人として断固たる姿勢で取調べを行い、それによって「人間心証のありようからしてごく自然に」取調の場には「有罪方向の磁場」が強力に働くのである⁵⁾。

取調室という密室の中で取調官による取調べがはじまり、段取りの分からぬまま取調官と一対一でやりとりをする。犯罪事件についてははっきりと否認するが、取調官は納得してくれず、追及を続ける。そして、やってもない罪を非難され、処罰欲求や謝罪追求で罵倒される。何度も弁明して容疑を否定してもいっこうに聞いてもらえず、取調べは進展しないまま長時間にわたって行われ、警察署内の留置場と取調室の往復を繰り返しながら、何日も続けられる。

取調べの場には被疑者を有罪方向に引き寄せる力が働いている。前述し

たように、取調官は無罪と思っている人を有罪にしようとしているわけではない。有罪と確信した被疑者を自白させようとしているだけである。だからこそ被疑者の辛さが十分に分からず、遠慮なく責めることもできるのである。このような被疑者の取調べにおける心理的圧迫は、次のようにまとめることができる⁶⁾。

取調室は非日常の場である

人は日常生活のなかで日ごろそれなりの信頼関係のある人々に囲まれて情報交換を行いながら心理的安定を得ている。それが突然、事件に巻き込まれ、今までの関係から切り離されて取調べの場に投げ込まれ、孤立無援の状況に追いやられる。しかも、逮捕され身体を拘束され、基本的生活のすべてが支配されるうえに取調べの場から逃げることもできない。

人格的な尊厳の剥奪と対決の難しさ

取調べでは取調官の処罰欲求や謝罪追求にさらされる。しばしば人格的な非難がなされ罵倒される。無実の人間にとっては的外れなことだが、現実には罵倒されるだけでもショックを受けるため、敢然と対処することができない。しかもそれが何時間も何日も続くのである。優位な位置に立っていればまだ耐えられるかもしれないが、被疑者は明らかに取調官より劣位に立たされている。

空しい弁明

たいていの被疑者は捜査機関に対して一定の信頼を寄せており、権利として黙秘権が理解できても、それが心理的になじまず、取調べの場の支配者である取調官になんとかして自分が無実であることを分かってもらおうとする。だが、いくら弁明しても確信を持って断固たる取調べを実行する取調官を納得させるのは至難の技である。無実を証明する決定的な証拠があれば別だが、通常そのような証拠を出すことは難しい。日常生活の中ならばもう分かってもらわなくてもいいと出ていくこともできるだろう。しかし、取調べでは自分の方から自由に取調室を去ることができない。その場に身をさらしつづける以外にないのである。

時間的見通しが見つからない

拷問的な取調べがなかったとしても前述したような苦しさ、つらさが取調べにつきまとう。それがいつまで続くのか見通しがたてばまだ耐えることもできるかもしれないが、実際否認しているかぎりなかなか釈放が認められず見通しが見つからない。一件につき23日間という上限があるが、別件があればその上限もないに等しいし、23日間という期間だけでも被疑者にとっては想像を超えた長さである。

さらに、このようなきつい取調べを受け続けるにつれて次第に自白へと転落する心理について、以下のことが挙げられる。

否認することの不利益

否認してがんばったとしても分かってもらえない、それどころかこのままだと取調べから逃れられないし、いつまで続くか分からない、だとすれば否認しているほうが危険に思える。そして、むしろ自白をするほうが良いように思えてくる。

今の苦痛と将来予想される苦難

たとえここで辛い取調べから逃れるために自白したとしても、裁判で有罪となるのはずっと後のことで、裁判所でちゃんと否認すれば分かってもらえるはずだと思う。いま、この苦痛を逃れるためには自白する以外にないと思いついてしまうのである。

刑罰の非現実感

無実である被疑者は刑罰に現実感をもてない。自分は無実なのに捕まって自白を迫られている。そのこと自体がすでに非現実的であって、追及されるまま罪を認めてしまったことが刑罰につながったとしても実感をもつことなどできない。

このような想像を絶するような心理状況にあってもなお、自白を拒否し、否認しつづけることができるだろうか。自分のやっていないことを自白するはずがないという「自白神話」がすでに崩れ去っていることはもちろん、たとえ客観的に拷問まがいの取調べがなくとも、取調べの場には被疑者を

容易に虚偽自白に追いこむ「場の異常性」⁷⁾があるという事実は、被疑者取調べや自白を考えるうえで非常に重要であり、注目すべきことである。

第四節 甲山事件における取調べと自白

では、甲山事件の被疑者 Y の場合はどうであったか。以下、浜田寿美男教授の分析⁸⁾に照らしながら供述調書の内容をもとに取調べ状況と自白について再検討していく。

Y は事件発生から2週間後、二人目の男児 S が行方不明となった3月19日午後8時ごろ Y が S を連れ出すのを見たという一人の園児の目撃証言のみを決め手に警察に犯罪事件の容疑者として逮捕され、被疑者として取調べを受けることになった。

Y は当時22歳の女性だった。逮捕されて警察に連行されると取調官から「貴様が殺したんだ」、「お前みたいな極悪非道な女はおらへん」など罵声を浴びせられ、「私はやっていません」との彼女の言葉にも耳をかしてくることはなかったという⁹⁾。既に取調室の中では被疑者である Y が児童福祉施設の児童を殺した犯人として扱われる「一定方向へ向かう磁場」が出来あがっていたのである。普通、他人から「貴様」とか「極悪非道な女」などとののしられることはない。そのため言葉だけでも十分ショックを受ける。その中で Y は否認を堅持した。そこで取調官は初日の「貴様」から翌日には一転して「Y ちゃん」という愛称に変えて取調べを行っている。

すべての取調官が同じように取調べを行うわけではない、また、個々の事件や被疑者によっても取調べのやり方は異なる。Y の場合、取調官は彼女が警察に嫌悪感や反発心をもっていない素朴な人物であることを知って、人間関係を作るなかで取調べを進めるほうが有効だと判断したようである。次の日から取調べの方針を変えて態度を緩和させている。

その後、Y は外部から全く遮断された状態で警察署内の留置所(代用監獄)と取調室との往復を20日近くも繰り返す、一日約8時間から多い日

では11時間も取調べを受けることになる。

Yの基本的な生活条件さえ、有利にも不利にも変えられるほど全面的に支配しているのは、自分を愛称で呼び態度を軟化させた取調官である。彼女は必死に取調官に自分の無実を訴える。相手を説得するためには相手から見てもこれは無実だという確固たる証拠を突きつけなければならないと思い、取調官側の視点に立って考える。取調官からも「アリバイがないのが問題だ」、「アリバイの証明ができないかぎり疑われても仕方がない」と言われ、そう思い込む。Yの場合、Sがいなくなった3月19日午後8時ごろの「空白の15分」を思い出さなければアリバイが完成しないと思い込まされ、自分の無実が証明されるかどうかはすべてこの一点にかかっていると、文字通り寝ても覚めても必死で考えつづけていたのである。彼女の供述調書にはその苦悶がみえる。次の供述調書の引用は逮捕1週間後のものである。

「勾留理由開示の裁判に出よう）私は弁護士さんからいろいろ言われておりますが、1日でも早く調べをしていただいて、私の無実をはらすために微々たることでも思い出してお話をしたいと思います。……わからない15分のことについては、一生懸命考えますのでよろしくお願いします。」

勾留理由開示に出るよりもアリバイのことを考えたいというのである。この点について、Yは取調官にそうした方が有利ではないかと示唆されたと述べたという。さらに翌日、結局勾留理由開示の裁判に出たことについて、このような供述が録取されている。

「逮捕されたころは事務室を一步も出ていないと思いこんでおりましたし……一分一秒でも早く取調べをしていただいて、私の真実を調べてもらいたいと思ったのと、……私の19日の行動について、どうしても思い出さない15分くらいがあり、気持ちが動揺しておりました……それでも私は少しでも思い出すために一分一秒でも惜しい気がし……（勾留開示には出ないと考えたけれどもその後で）「信じています」という父の手紙を（弁護士から）見せられたとき、出ようと決心したのです。……19日の行動につ

いてどうしても思い出さないあの15分ぐらいの時間について、疑われるのも無理ありません。……私も一生懸命思い出すように努力しておりますので、よろしく願います。」

Y はアリバイについて、特定の日時の行動を何十回何百回と繰り返し思い出そうとした。その結果、どうしても埋めきれない「空白の15分」のあいだに、ひょっとして無意識のうちに自分がやってしまったのではないかという自白を行うことになる。常識的に考えると、人が無意識のうちに殺人を行うという事はありえない。しかし、アリバイ強迫に追い込まれた彼女はそれすらありえるかもしれないと思うに至った。そこまでその日の出来事について現実感覚を失っている。通常なら自らの体験に照らして「そんなことはない」ときっぱり否定できるところ、「思い出せない空白の時間があるとすれば、自分が知らないところでやってしまったのかもしれない」という取調官の言い分に対抗することができなかった。Y はそこまで抵抗力を奪われていたのである。

無意識のうちにやったという自白は極めて異例なものであるが、取調べの場に引き出された無実の被疑者が取調べのなかで非現実感におそわれること自体は珍しいことではない。外部から遮断された状態で、Y のようにひたすらアリバイのことを考えるなどして生活が単質化すると、生活リズムを失い確実に時間感覚がなくなる¹⁰⁾。

周囲の取調官はみな自分が犯人であると思っている。それでもこの取調べの外ではきっと自分の無実を信じてくれる人がいるはずだ。けれど、密室に閉じ込められて情報をコントロールされている以上、信じてくれている人々から直接その言葉を聞くことができない。被疑者はいとも簡単に孤立させられる。その中で Y は逮捕10日後に自白したのである。

その日、Y は父親との接見が許され、彼女は父に「私は絶対にやっていない」と語って一時の安らぎを得た。ところが取調官は親子のこの信頼関係を断ち切ったのである。

取調官は、父親を車で送っていくときに父親が「はぁー」と深いため息

をついていたと Y に告げた。そして、「あれは、うちの Y 子がやったんじゃないかというため息だ。捜査官は人間の一举一動を見逃さない完璧な訓練をされている。だからあのため息は疑いのため息に間違いない。実の親だったら、やっけてもうちの子はやっていないというのが親心なのに、Y ちゃんのお父さんはそうじゃない」と断言する。Y はこの取調官の言葉で、今まであれだけ自分に愛情を注いでくれた父親までが疑っているとの絶望感から泣き崩れる。その中で Y は自白した。供述調書にはこのように書かれている。

「今夜は本当のことを申し上げます。M 子ちゃんと S 君をやったことは私に間違いありません。その理由については明日朝から申し上げます。私が本当のことをいう気持ちになったのは M 子ちゃんと S 君がああマンホールのつめたい中でどんなに苦しんだかわかったか、その苦しみを考えるときに私の痛みなどはそれにくらべるとなんでもありません。ですから今夜は勇気を出して思い切って申し上げました。」

もともと人間は自分の意見も判断も、そして体験も記憶も他者の支えなしには成り立たせることができない¹¹⁾。たいていの人は普段完全に孤立した状態に陥ることがないために気付かないが、人にとって孤立ほど怖いものはない。取調べの場に身を置く無実の被疑者にとって、自分の真実を守り通すうえで最大の障害となるのはこの孤立無援の状況ではないだろうか。

さらに、Y は否認していた段階から最初の女兒 M 子が行方不明になったときの当直勤務であったために、その責任を強く感じていた。彼女は最初に自白する 3 日前にこのような供述をしている。

「この当直中、私がもう少しこまやかな態度で子供たちに接していれば、このようなことは防げたかもしれません。……私はこのことについて直接的に手を下さなくても、間接的に死においやったことになります。……子供の行動を十分に把握していなかったことが原因であり、この過失は十分責任を感じております。」

M子がいなくなった当日、Yは仕事にM子がよってきたので「あっちへいき」と声をかけた。彼女にとってそれがM子を見た最後の姿であった。Yは責任感にさいなまれ、彼女の中では自分がM子を殺したに等しいという思いがつのる。実際、Yが最初に自白する前日の供述調書には、SとM子の葬式の様子について書かれており、そのなかで彼女は「棺の中で眠っているM子ちゃんは決して安らかな顔ではないようでした」と供述している。M子に対する責任意識が自白へと追いやる大きな動機の一つになったことは、ここからも容易に想像できることだろう。

このような状況からYはいったん自白したわけであるが、その取調べ後に代用監獄で父親や学園の仲間に自分が無実である旨の遺書を書いて自殺まで図っている。死にきれないまま朝を迎えてYは再び否認をする。ところが、取調官はまたしてもYの記憶の空白を指摘する。それに加えて取調官はYの母親が彼女を出産したあと、健忘症的な症状をきたして父の顔さえ分からなくなったことがあるとの調査結果を聞かせる。彼女はさらに打ちのめされて「空白の15分」を思い出せないうえに、さらに自分の記憶に自信を持てなくなり、記憶のないところで犯行を犯したのかもしれないとの奇妙な思いにかられて再び自白する。Yの場合、このようないくつもの要因が重なり合って自白と否認との間を揺れ動いていたのである。

ところで、この二転三転繰り返される否認のなかでYはこのような供述を残している。

「私は昨日、15分間の行動についてどうしても思い出せないことを何度も申し上げました。そして私のこの胸の中にある判らないものを引きずり出して下さい、と何回もお願いしました。(前に話した自白を)別に取り消そうとは思っておりません。(動機について)やったことはありませんので……喋れるはずがありません。判りません。思い出しません。……真心のこもった捜査をしていただいたことを大変うれしく思います。全然恨んではおりません。……全部私に不利です。だからもういいです。……私

がいままで考えていたような警察ではなく、心の暖かい人達だということ
はよく判りました。すごくみんなに大切にされて幸せだと思っております。」

取調官の取調べによって自白に陥ったにもかかわらず、彼女は取調べが「真心のこもった捜査」であり取調官は「心の暖かい人達」だったという。実際、彼女が涙ながらに自白をしたとき、取調官の一人も一緒に涙を流したそうである。事件がマスコミに取り上げられ、Yの逮捕や自白もトップニュースとして世間の関心を集めているという情報が全く届かない密室の取調室の中で、彼女は新聞などでは報道されていないと言う取調官の土俵に乗せられたまま、奇妙な信頼関係を築いていった。

しかし、そうした状態から Y はようやく自分を取り戻す。それには二つの理由があった。

一つは Y 自身、S が行方不明となった事件当夜のことを懸命に思い出すうちに、行方不明と聞いて自分が必死に周辺の山林の中を探したことを思い出したことである。彼女は「自分がやっていないからあんなに真剣に探せたんだ、自分はやっていないという確信を取り戻した」と法廷で述べている。

さらに注目すべき二つ目の理由は、取調官との奇妙な信頼関係が偶然にも意外な形で崩れたことにあった。S を「マンホールに投げ込んで殺したことは間違いないと思います」という犯人の自白とは思えないような自白を繰り返しているなかで、Y は弁護士の接見を受けた。そこで弁護士から「警察は六法全書などを見せて、本当は殺人でも死刑にならないんだよって、うその自白をさせるために説明する」ものだと聞かされる。ところが、なんとその接見後の取調べで、担当の取調官がまさに弁護士の言ったとおりのことを Y に対して行ったのである。ここではじめて、弁護士のアドバイスより取調官との取調べを信じてきた Y が取調べに対する警戒心をよみがえらせたのである。取調官も曖昧な自白や被疑者の心境をそのまま供述調書にとどめていることから、あからさまにデッチ上げる意図

があったとは思えない。しかし、少なくとも取調官が自分を自白に追い込もうとしていることは意識できた。そこで、これまで自分が巻きこまれていた取調べの土俵から距離を置いて見ることができるようになったとき、Y ははっきりと否認の意思をかためることができたのである。

甲山事件の供述調書は「ある意味では非常に特異的なものであった」¹²⁾という。というのも、この供述調書は単に否認し、その弁解が録取されているにとどまらず、取調べに際しての Y の心情がかなり詳細に記録されているからである。この事件の最初の取調べは1974年に行われたが、30年近く経った現在でも取調べの現状、問題点は変わっていない。被疑者は取調べを受けなければならないし、代用監獄も常用されている。そして、いまだ密室の取調室では長時間何が行われているか、取調べが適正になされているのかどうか分からない状態で日々取調べが行われているのである。

第三章 取調べの可視化

第一節 可視化の目的と効果

現在の被疑者取調べが密室の取調室で行われ、取調べ状況が可視化・客観化されていないことに深刻な問題があるということはすでに述べたとおりである。甲山事件における虚偽自白は、まさにこのような密室の取調べによって生み出されたものである。そこで、このような状況を打開するため、取調べの可視化が議論されてきたわけであるが、そもそも可視化にはどのような目的と効果があるのだろうか。

取調べの可視化は、被疑者の主体性を強め、取調べにおける当事者的地位の確保を目的とする「弾劾化」¹³⁾とは異なり、現在の取調べの構造を維持しつつ、あとで検証可能な手段を確保するという発想に基づいている。しかし、可視化の度合いによっては取調べにおける被疑者の主体性を確保できるというものであり、可視化の方策によってその効果が異なってくる。

取調べの可視化の実現をめざす方策は、段階順に書面による可視化、取

調べ過程の録音・録画による可視化、弁護人の立会いによる可視化の三つが挙げられる。まず、書面による可視化は当初の発想通り、取調べ時に録取された書面を裁判の証拠にするという完全に事後的な役割を果たすものである。取調べ過程の録音・録画もまた事後の役割、つまりあとで自白の任意性・信用性を判断する際の資料提供としての役割が強いが、さらに間接的ではあるが違法な取調べを減縮できる効果を持つ。そして先の二方策とは異なり、弁護人の立会いについては直接取調べ時に取調室に同席するのであるから、その役割は事前の予防措置、つまり違法な取調べを防止し任意性を確保することに資する。

とりわけ注目すべきは、取調べ過程の録音・録画と弁護人の立会いは目的と効果に一定の重なりがあるものの、その役割は事前の予防措置であるか事後の検証可能性であるかで大きな違いがあるということである。このことは取調べの可視化としてどちらかが必要という二者択一のもではなく、適正な取調べを確保するためにはどちらも必要であるということの意味している。

以上のことをふまえて、可視化の方策ごとに検討していく。本論文の主旨である取調べ過程の録音・録画制度は次の章で論じることにして、ここではそれ以外の方策、書面による可視化と弁護人の立会いについて述べることにする。

第二節 取調べ過程・状況の書面化

書面による可視化とは、取調べの過程・状況を書面に記録して可視化をめざそうとする方策のことである。かつて、取調べの状況は供述調書によってしか把握されていなかった。そこで司法制度改革審議会の最終意見書は「被疑者の取調べの適正さを確保するため、その取調べの過程・状況につき、取調べの都度、書面による記録を義務付ける制度」の導入を提言し、これを受けて警察庁は犯罪捜査規範の一部を改正し、新たに取調べ状況報告書の作成を義務付けた。ここでは、この取調べ過程・状況の書面化

について供述調書の問題をふまえて検討してきたい。

供述調書は取調べによって得られた被疑者の供述を保全する方法として法に明記されている(刑事訴訟法198条3項)。そして、供述調書には大きく分けて取調べの記録文書としての機能と証拠としての機能の二つがある。通常、供述調書の機能といえば捜査機関や裁判所側から、公訴提起や有罪立証に役立つという機能のみが重視されがちである。しかし、同時に供述調書にはそれによって違法・不当な取調べの実体が明らかにされたり、無罪立証に役立つという機能も有している¹⁴⁾。

調書の録取は、発問に対する応答を得たあとに被疑者の前で取調べをした者が自ずから録取するか、補助者に供述要旨を口述して録取させるかいずれかの方法によるとされている。また、供述調書の録取方法について、捜査実務では被疑者供述の要否、録取の方法・内容等を捜査機関の裁量に委ねていた。したがって、作成の必要がなければ省略することができ、数日間・多数回にわたる取調べの結果を一括録取してもよいとされる。供述内容も常に詳細に一問一答式で記載する必要はないと解されている。その結果、甲山事件供述調書のようにさも被疑者が語ったような一人称の「形式において供述を要約した要点筆記的なものであり、内容において物語式のもの」となる¹⁵⁾。

このような供述調書の録取方法は極めて重大な問題を含んでいる。

第一に、取調官が供述者に質問し、とくに被疑者に有利な供述で捜査官の見込みに反する返答であれば、これを追及して取調官の裁量のもとに取捨選択のうえ調書に記さず、誘導的な質問に答えた部分も、あたかも被疑者が自ら進んで供述したかのように書かれてしまうことがある。しかも「密室」のため、実際の被疑者の言葉かどうかを判断するための正確な資料はない。その結果、署名・押印があるとの理由から、調書の内容がそのまま被疑者の言葉として簡単に認定されてしまう¹⁶⁾。

第二に、自白の任意性・信用性を判断するためには供述状況に関する資料が必要となるが、どのような取調べを受け、どのような質問がなされた

のかなど、具体的な過程が不明確になる。密室での取調べのため必要な資料が不足しているのである。そこで裁判官は資料不足を補うために、しばしば自分が取調べに対して抱いている予断と偏見によって判断する。これが誤判の原因となる¹⁷⁾。

この問題に対して、かつて裁判所では自白の任意性が争われる事案について「取調経過一覧表」を検察に提出させて、それにもとづいて警察官の証人尋問をする試みを行った。取調べの可視化の一方策であるが、結局この方策は失敗に終わったと評価されている¹⁸⁾。

「取調経過一覧表」とは、自白の任意性や信用性を裁判官が適正かつ効率的に判断するため、取調べの外形的事情や取調べに関する客観的事項について、起訴後に検察官に一覧表のかたちで整理させたものである¹⁹⁾。客観的に取調べ経過を把握することができれば、被疑者が否認から自白へと変わっていった状況について効果的な尋問をすることが可能となり、証人である取調官から有効に具体的事実を引き出すことができる。取調経過一覧表の活用は任意性審理の現状を前進させる画期的な試みのように思われた²⁰⁾。

しかし、この取り組みが全国的に実施されるとすぐさま問題が生じた。というのもこの取調経過一覧表は、取調官と被疑者のどちらの言い分が信用できるかを当事者である検察官に客観的・正確な記録の作成を期待して解決しようとするものであり²¹⁾、「ほかならぬ捜査官側の検察官の作業に依存するもの」²²⁾であったからである。当然、検察官の対応は消極的・非協力的なものであった。つまり、取調経過一覧表方式を当初の意図どおり活用するためには、検察官が捜査機関から切り離された独立の公訴官として積極的に協力することが必要不可欠だったのである。このようにして取調経過一覧表の取り組みは数年のうちに頓挫してしまった。

以上の経過から司法制度改革審議会の最終意見書で「取調べ状況観察記録書」²³⁾制度が提言され、それをふまえて警察庁は2003年10月に犯罪捜査規範の一部を改正したのである。それによると、自由を拘束されている被

疑者・被告人の取調べを実施した場合、取調べごとに取調べ状況報告書を作成しなければならない(犯罪捜査規範182条の2)。これは捜査機関側が後になってまとめて作成した取調べ経過一覧表とは異なり、その都度リアルタイムで記録することを求めるものである。なお、報告書には取調べの日時・時間・場所・取調べ官氏名・供述調書の有無・通知数を主たる記載事項とし、新たに参考事項欄を設けている²⁴⁾。

たしかに、このような方法は、前述した供述調書作成や取調べ経過一覧表の問題点の改善をめざしたものであり、取調べ過程・状況を可視化する一助となりうる。しかし、取調べ状況報告書には、取調べ官の具体的・個別的言動や取調べの雰囲気など任意性に影響の与える事情は記載されない。そもそも取調べ過程・状況を録取するにしても書面による録取では限界がある。そうすると取調べのどの部分を記録するのかという困難な判断をしなければならないうえ、その中で取調べの詳細な、それでいて重要な過程が正確に示されない危険も拭い去れない。取調べの可視化をめざすならば、より徹底した取調べ全過程の可視化が要求される。

また、取調べ経過一覧表の問題点として示されたように、報告書に参考事項を設けたとしても書面の記録を取調べの適正の下に監視・コントロールを受ける捜査機関の手に委ねるということは、いわば自己申告に近いものであり、このような状態では記録の正確性や客観性は確保されないだろう。それゆえ、審議会の最終意見をふまえて改正された取調べ状況報告書では、真に可視化を実現する方策として極めて不十分だといわざるをえない。

このような認識から、2004年3月以降、取調べ時に弁護人が差し入れたノートに被疑者が記入するという「被疑者ノート」の試みが日弁連で実施されている。不完全ながらも被疑者や弁護人側から取調べを可視化しようとするものであり、実施の結果、すでに自白強要の抑制や取調べの状況把握などに有効であったと報告されている²⁵⁾。しかし、被疑者ノートだけでは自白の任意性・信用性判断の際に繰り返される水掛け論は阻止できない。また、被疑者が記録するのも限界がある。やはり書面の作成にも第三者

の監視の目を入れる必要がある。そして、そのためにも合わせて弁護人の立会いや取調べ時の録音・録画が有効に活用されるべきである。

第三節 弁護人の立会い

弁護人の立会いは弁護人の取調べ立会権の問題であるが、ここでいう弁護人の取調べ立会権とは、被疑者がもつ取調べへの弁護人の立会いを受ける権利として用いる。現行法上、弁護人の取調べ立会権を認める明文規定は存在していない。しかし、捜査実務の被疑者取調べ中心主義に対する批判とともに起訴前弁護の重要性が指摘されるなか、当番弁護士制度とあいまって取調べの適正化・可視化をめぐる議論のなかで弁護人の立会いは重要な論点として取り上げられてきた。

弁護人の立会いの目的には、違法な取調べや自白強要の防止、黙秘権の実質的保障、被疑者の防御利益の保護が挙げられる²⁶⁾。つまり、弁護人の立会いは取調室に第三者の目をいれて取調べをチェックして公判に活かすという可視化や、弁護人が取調べに立会うことによって被疑者の当事者性を確保するという「弾劾化」の両方に対する機能が期待できるものであり、以前から取調べの適正化をはかるために重要視され注目されてきた。

しかし、それゆえというべきか、取調べの可視化方策の中では最も弁護士会と裁判所・検察庁の間の溝が大きい問題でもある。弁護人の立会いについては肯定説、否定説とこれまでに幾度となく議論されてきた²⁷⁾。弁護人の取調べ立会権には直接その根拠となる明文規定が存在しない。そのため、一般的に望ましいとされながらも立法課題だといわれることが多いが、現行法上も認められるとする考え方も有力である。明文規定がないという形式的根拠以外にも、実質的根拠として弁護人の立会いがあれば捜査機関の取調べの実効性・効率性は阻害されることになる（捜査密行の原則に違反する）として否定する見解もある。

弁護人の取調べ立会権を認めることは、前述したように違法な取調べを防止し、黙秘権を実質的に保障するだけでなく、日本のように捜査が重要

視される場合には防御権の行使という観点からも重要な意味をもつ。明文規定がないという批判があるが、立案者が接見交通権を弁護人の立会いに代替するものと位置付けしたとする立法経緯や、犯罪捜査規範が弁護人の立会いを予定した規定を置いたことを踏まえると(犯罪捜査規範180条2項)、立会権を認める明文規定がないことをもって、現行法が立会いを否定していると解するのは妥当ではない²⁸⁾。また、弁護人の立会いにより取調べに支障が生じるという点も、当事者主義の理解からすると被疑者は捜査官にとっては「対立当事者」であるから、被疑者の供述を採取するためには本来、被疑者の協力が必要であるし、それについては捜査官が決定すべきことではない。だとすると自らの供述が自分にとっても相手にも証拠となる以上、弁護人という助言者の立会いを求めるのは当然である。被疑者の供述録取がこのような性質を持つとするなら、「捜査密行の原則」を持ち出して弁護人の立会いを拒否することはできないだろう。

また、国際的にも弁護人の立会いが認められていない日本の取調べを危惧する意識が強い。2003年5月の在日米兵被疑者の引渡しをきっかけにはじまった日米司法手続協議でも米側は、日本の捜査当局の取調べの際に米関係者、米側が手配した通訳を立会わせることを求め、実現しなければ身柄引渡しに応じないこともあると示唆した²⁹⁾。その背景には「密室性の高い日本の取調べは容疑者への暴力や自白強要につながりかねない」というアメリカの世論があるという。このように、国際関係のレベルでも弁護権の実質化が図られることが要求されることをみても、弁護人の取調べ立会権を認めるべきなのは明らかである。

弁護人の立会いは実務上も認められていない。しかし、国内でも弁護人によって権利獲得の実践的活動はすでに行われている。今の被疑者取調べの現状を改善するためにもできるだけ早く弁護人の立会いを実現すべきである。

第四章 被疑者取調べ過程の録音・録画制度

第一節 意義

取調べ過程の録音・録画とは、これまで「密室」の中で行われてきた取調べの「全過程」をリアルタイムでテープ録音またはビデオ録画をして、取調べの可視化・客観化を図ろうとするものである。なお、取調べ「全過程」というのは、これまで捜査機関において利用されてきた取調べの「部分的」なテープ録音による可視化の問題点とその教訓から主張されたものである³⁰⁾。

取調べの録音・録画は取調べを正確に記録することができる。そこで、この方策の意義として積極論から次のことが挙げられている³¹⁾。

圧迫的・誘導的取調べなど、任意性を疑わせる尋問方法を減縮させる。

調書作成手続きの適正化が図られる。

供述調書が可視化されるため、被疑者の供述に対する裁判官の心証形成が容易になる。

訴訟関係者の立証負担が軽減され、裁判の遅延を防ぎ、迅速化をもたらす。

取調べの密室がもたらしてきた誤判を防止する。

まず、取調べの可視化が実現されることにより、「密室」という環境がもたらしてきた違法・不当な取調べは抑制され、供述調書の作成続きで不明確だった具体的な取調べの内容も明らかになる。そうすると、今まで自白の任意性・信用性について水掛け論だった争いや遅延した裁判が迅速に行われるようになり、ひいては誤判や冤罪の防止につながる。つまり、取調べ「全過程」の録音・録画は取調べの経過を徹底して録取するものであるため、取調べの可視化によって改善されるそのほとんどを実現することができるのである。

第二節 反対論の根拠

取調べの録音・録画について積極論が主張される一方で、この方策には反対論や消極論も根強く存在している。実際、司法制度改革審議会においても取調べの可視化を議論するうえで重要な争点として取り上げられたが、結局、法務省を中心とした消極論が主張されて、弁護人の立会いとともに「将来的な検討課題」にされるにとどまった。そして、裁判員制度導入に伴い具体的な立法課題の段階に入ったといえる現在も、政府見解をはじめとしていまだ反対論が展開されている。そこで、ここではその反対論の主張について説明していきたい。

これまで主張されてきた反対論はおおむねこの五つに要約される³²⁾。

取調べの録音・録画は再生・反訳に膨大な時間と労力・費用を要する。

不正な編集・改ざんの危険性がある。

被疑者が真実を語らなくなる(密室の必要性)。

取調べの録音・録画は日本の精密司法に合わない。

「捜査」の一審化の拡大、「反動」についての危惧、あるいは「印象」の強さが問題である。

以下、それぞれの主張をくわしく見ていくことにする³³⁾。

(1) 取調べの録音・録画は再生・反訳に膨大な時間と労力・費用を要する。

日本の取調べは長時間行われることが多い。そのなかで取調べ全過程を録音・録画すると当然多くのテープやビデオが存在することになり、繰り返し再生する時間やこれを詳細に検討する時間、そして反訳する場合に要する労力まで考えれば、費やす時間やエネルギー量はかなりのものになる。日本語の特徴からしても不必要な部分がかなり出てくるので無駄が多すぎるうえ、大量のテープやビデオが必要となり、すべての警察署や検察庁等

の取調室に設置する場合、相当台数の録音・録画機器を購入せねばならず、かなりの額になると主張する。

(2) 不正な編集・改ざんの危険性がある。

これはかつて捜査機関側と被疑者・弁護人側の双方から主張された論点である。実際、取調べの録音については捜査機関側が自らの都合によって実施することがあり、すでにくつつかの判例が出ている。そこでしばしば編集された可能性のあるテープが提出された問題もあることから、このような危惧が主張として出てきたのである。

録音テープの場合、いかなる音声を録取するかを選択がその録音者に委ねられ、録取した音声を編集することは容易である。そして、人為的操作が簡単に加えられるうえに、その痕跡がテープ自体に残らないので、人の供述以上に意図的な誤りが混入する危険性が高い。また、ビデオ録画の場合はアングルなどの違いによって印象が異なるという危惧も指摘されている。しかも、どちらにしてもデジタル化などが進むにつれて、編集機能などもより高度化されて改ざんが容易になる。その結果、作成されたテープやビデオが偽造されていても事後にチェックすることは不可能であり、その真正さえ証明することができないと主張されるのである。

(3) 被疑者が真実を語らなくなる。

密室の必要性が挙げられているが、そこには二つの意味が込められている。一つは長時間の取調べによって取調官と被疑者が一対一で信頼関係を築いてこそ、はじめて価値のある供述が得られるという意味の主張である。とりわけそのことを如実に表している本江論文³⁴⁾では以下のように述べられている。

「罪を犯している被疑者が真実を語るに至るまではプライドや羞恥心、刑罰を受けることに対する不安・恐れ、何とか刑罰を免れることができないかという打算、自らの犯行に対する反省・悔悟などといった考えが心の

中で渦巻く。このような被疑者から真実を吐露する供述を得るには、取調官が被疑者との間で信頼関係を構築し、被疑者の良心、真情に訴えかけ、真実を語るように説得することが不可欠である。その過程で、被疑者が取調官に対し、親しみを感じ、共感し、信頼感を覚え、少しでも尊敬の念を生じた時に、真実を吐露する供述がなされるのである。仮に、そのやりとりがすべて録音され、将来の公判で明らかにされるとしたら、被疑者も取調官も、取調べにおける一言一句が将来公判で再生されることを意識せざるを得ないことになる。そのような状況においては、被疑者が真実を述べたことを期待することはもはやできないであろう。」

つまり、取調べというのは第三者の介在しない取調官と被疑者との心の通い合いであり、テープやビデオがあると被疑者の心理を圧迫し、充分な取調べができないと主張する。

もう一つの意味は組織犯罪等の場合に被疑者が供述拒否をするということである。「組織犯罪では組織による報復を恐れたり、立場上他の共犯者より先に自白したことを知られたくないがゆえに、供述の記録を拒否する被疑者がいる。録音・録画されたらこのような立場の被疑者は、真実の供述をしない」と主張している。

(4) 取調べの録音・録画は日本の精密司法に合わない。

諸外国とは異なり、日本の刑事訴訟制度の実情に合わないということである。日本は精密司法なので緻密な立証が要求され、立証の程度も高い。したがって真相を知る被疑者から供述を得る必要性は英米法系と比べて高いので、安易に録音・録画制度を導入すべきではないと主張する。

(5) 「捜査の一審化」の拡大、その他の「反動」や「印象」について。

この主張を端的にいうならば、「調書裁判」が「テープ裁判」になる危険を表明したものといえる。テープ録音やビデオ録画は書面と比べて取調べ時の表情や声の強弱・抑揚・語調が如実に再現できるため、臨場感あふ

れたものになる。したがって、捜査過程での印象が強くなり、それが公判における犯罪事実の存否の認定に影響を及ぼしてしまう危険性がある。法廷における供述・証言というものの意味やあり方も必然的に変化し、公判は録音されたテープやビデオを確認する場となるのではないかと、つまり公判中心主義の建前が根底から突き崩されていくことになるのではないかと指摘されるのである。

また、「反動」については、取調べだけを改変することは出来ず、刑事訴訟全体の構造改革と関連しているということと、取調べの規制が増すことによって、捜査機関がおとり捜査などアンフェアな手段に依存する度合いが相対的に高まるのではないかとこの危惧を指し示しているのではないかと考えられている³⁵⁾。

最近の反対論ではあまり論じられていないように思うが、この主張は「印象」の固定化・特権化いわば肥大化という問題とあわせて、取調べの録音・録画の最も本質的な問題として検討されるべきであろう。

これらの反対論の根拠をそれぞれ考察していくのは、取調べ全過程の録音・録画の問題点を考える上でも非常に重要なことである。

第三節 取調べ録音・録画制度導入の根拠

以上のことをふまえて、私は被疑者取調べ「全過程」の録音・録画制度を導入すべきと考える。これまで、捜査機関による取調べは取調室という密室の中で行われ、可視化・客観化されていないために、被疑者は常に人権を侵害するような違法な取調べや自白強要の危険にさらされてきた。そして、そこから得られた虚偽の自白によって、いくつもの誤判や冤罪が生み出されてきたという事実はすでに何度も述べたとおりである。甲山事件のケースで検討したように、一見穏やかに行われている通常の取調べでさえ、被疑者にとっては多大な心理的圧迫を与えるものであるということが心理学的にも明らかになっている現在では、どれだけ取調室という密室が危険であり、重大な問題であるかはあらためて言うまでもないだろう。

現段階で取調べ状況を知る手段は供述調書と新たに導入された取調べ状況報告書だけである。しかし、その供述調書には以前から指摘されているように作成方法に問題があり、一人称の物語形式は改善されることなく存在している。また、取調べ状況報告書も確かに取調べの可視化を目指す先駆けとなる点で一定の進歩はみられるものの、その内容からは形式的な事項が挙げられているだけで、具体的な取調べの様子や供述過程を完全に把握することは困難である。取調べ経過一覧表の教訓からも分かるように、自白の任意性を争う当事者である捜査機関側に書面の作成・提出を義務付けるという客観性に欠けた方策では、やはり真の可視化は実現されない。さらに、書面の持つ特徴からおのずと取調べ全過程の把握に限界が生じることを考えると、今回の改正だけでは可視化を実現する方策として非常に不十分なものであるといわざるを得ない。

その点、取調べ「全過程」の録音・録画は書面では限界のある取調べの具体的な状況を正確かつ客観的に記録することができる。したがって、これまで水掛け論となり困難であった自白の任意性・信用性判断が容易になり、迅速な裁判の実施や誤判・冤罪の防止など様々な効果が期待できる。すでに2004年5月に裁判員法が成立し、近い将来はじまる裁判員裁判では、短期間の間に集中して審理を行い、評議をする必要がある。当然、一般の裁判員にもわかりやすい審理でなければならない。現在のように供述調書の任意性や信用性を延々争う裁判官泣かせの審理方式では成り立たない。裁判員が適正な判断をするためには供述調書の作成過程が客観的に検証できる制度が不可欠であり、また、それは取調べ録音・録画制度以外方法がないことは明らかである。一刻も早く捜査過程を透明化し、検証できる取調べ「全過程」の録音録画制度を立法と運用の両側面から実現すべきである。

なお、取調べの録音・録画の法的根拠について、憲法上の権利を具体化したものかどうかという議論が考えられるが、制度導入を目指す点では共通しているので深入りはしない³⁶⁾。しかし、たとえ取調べの録音・録画それ自体が憲法上の権利といえないにせよ、録音・録画制度を立法すること

は、事後的担保の形ではあるが黙秘権を実質的に保障する憲法38条1項の精神にかなったやり方だと考える。取調べ録音・録画は立法することによって権利となる。少なくともそのように考えるべきである。具体的には、

取調べに際して被疑者が録音・録画できること、逮捕勾留中の場合、捜査機関は取調べを録音・録画しなければならないこと、録音・録画のない自白は証拠能力を認めないこと、が挙げられる。

では、取調べ「全過程」の録音・録画制度導入に賛成の立場から反対論の主張をどのように考えるか。前述した問題点の指摘をもとにそれぞれ検討していく³⁷⁾。

- (1) 取調べの録音・録画は再生・反訳に膨大な時間と労力・費用を要する。

これは本質的な問題ではないように思う。仮に取調べの録音・録画が実施されるようになれば、捜査段階で被疑者がどのような供述をしたかについての争いはほとんどなくなり、再生や反訳をしなければならない場合はほとんど生じなくなると考えられる。むしろ、自白調書を作成するために一つの事件に何人もの取調べ官が最大23日間、しかも長時間にわたって取調べを行うほうがよほど非効率で無駄なコストをかけているといえる。

また、これまで検証できない密室での取調べによって延々と自白の任意性や信用性が争われてきた場合が多い。公判で不毛な証人尋問が繰り返される現在の状況の方が再生・反訳の作業よりよほど時間や労力・費用を費やしていることは明らかである。

そもそも、テープ録音についてはこれまで見てきたとおり現に捜査機関が必要と判断したものには実施されてきたという事実がある。この事実を無視してコストの問題で反対論を正当化することはできないだろう。

- (2) 不正な編集・改ざんの危険性について。

不当な編集や改ざん防止の制度が確立されるまでは警戒しなければならない

ないだろう。しかし不正に改ざん・編集されるおそれがあるとしても、管理方法や現代の高度な科学水準からいくらかでも防止できると考えられる。また、被疑者側が独自に録音・録画してもよいのであるから編集防止をどうしていくかが問題なのであって、反対論の大きな理由とはなり得ない。

ビデオのアングルについては問題が残るかもしれないが、捜査機関の裁量に任されて作成された今の供述調書よりも悪いとはいえないだろう。結局はテープと同じく制度を確立することで相当カバーできるのではないかと考える。

そして、何よりも現に捜査機関が自らの都合に応じて録音を行っている状況では、これを理由に取調べの録音・録画を否定するというのも説得力に欠ける面がある。

(3) 被疑者が真実を語らなくなる。

これはそもそも前提において誤解のある主張だといえる。真実を明らかにするのは裁判の場であって取調べの場ではない。反対論は、取調べというのは取調官と被疑者との「信頼関係」があってはじめて価値のある真実の供述が得られる、それゆえに第三者のいない密室が適していると主張するが、取調べにおいて「信頼関係」を築いた場合に真実を語るという証明はどこにもない。明らかなのはその「信頼関係」やカウンセリング的取調べが結果的に多くの違法・不当な取調べを生み出してきたという事実だけである。

また、取調室という密室ではその場自体が非日常的であり、一般的な感覚が通用しない異常なものである。被疑者が取調室に入り、穏やかな取調べを受けるだけでも既にいいようのない心理的圧迫を感じているという状況で、その場を支配する取調官と構築する「信頼関係」は、甲山事件にみられたような被疑者による取調官への迎合である可能性が高い。仮に、信頼関係が必要であるとしても、それが録音・録画によって構築できなくなるというのはおかしいし、公判でも検証できるように堂々と録音・録画し

たうえで築くべきである。そうしなければ反対論の主張する「信頼関係」が真の信頼関係なのかどうか、被疑者がその信頼関係に基づいて供述したのか検証できない。

組織犯罪での供述拒否の問題についても同じように録音・録画されたら真実の供述をしないという証明はされていない。むしろ、かかる組織犯罪に関与した被疑者に対してこそ、往々にして自白が強要されてきたのが実情であって、取調べ録音・録画の必要性は高いというべきである。また、この問題は一般の事件での取調べの録音・録画に反対する根拠にはならない。

組織犯罪であるかどうかを問わず、これらの主張は少なくとも被疑者側が録音・録画を求めた場合には捜査機関がそれを拒否する理由にはならないだろう。

（4）取調べの録音・録画は日本の精密司法に合わない。

取調べの録音・録画は日本の刑事訴訟制度の実情に合わないという主張であるが、仮に日本では立証の内容が緻密だったり、立証程度が高かったとしても、そのこと自体は取調べの録音・録画を否定する理由にはならない。密室で得られた詳細な自白だからといって立証の内容が緻密になったり、立証の程度が高くなるわけではないからである。

また、ここでいわれている「精密司法」は、実態において捜査機関が立証されてもいない犯罪ストーリーを詳細に作り上げ、それに合った自白を被疑者から引き出しているというものになる危険をはらんでいる。そうして出来あがった供述調書に基づいて、裁判では細部にわたる事実認定がされていくこととなる。結局、供述調書作成過程を知る機会が奪われたまま判断を強いられる現在の制度は、「精密」というよりも「むしろ非科学的」³⁸⁾なものであり、それゆえこの実情を改善するためにも取調べの可視化が実現されなければならないのである。

(5) 「捜査の一審化」の拡大, その他の「反動」や「印象」について。

この主張は被疑者の権利ととらえる見解からはさほど問題にはならない。なぜなら, 「捜査の一審化」の拡大というのは公判中心主義の関係で問題になるが, だからといって「公判中心主義がそれほどに捜査段階における被疑者の主体的要求を抑制させうるとするなら, 全くの背理」³⁹⁾だからである。つまり, この主張については権利の存否とは関わってこないと考える。

ところが, 制度として考えていくときにはかなり重大な問題となる。これは公判中心主義を根底から突き崩す危惧, すなわち「テープ裁判」の危惧が表明された取調べの録音・録画制度の本質的問題である。テープやビデオを再生すると, あまりにも印象が強すぎて公判で適正な判断が行われない危険性がある。このことは, テープ録音による取調べの可視化が実現されているイギリスでも, 危惧されている問題である⁴⁰⁾。

しかし, それでも「調書裁判」となっている現状よりはるかにましではないだろうか。なぜなら, 少なくとも取調べ過程が分からないために言ってもいないことを供述したとして裁かれることはないからである。取調べで供述したという事実だけは担保されるのであって, その限りで「印象」を全過程の可視化でもって正確なところに位置付けられるとみることはできるのではないか。とはいえ, 捜査段階での供述は公判段階でも重視される傾向にあるが, さらに取調べの全過程を録音・録画したテープやビデオが決定的なものとして位置付けられるのではないかという見方のほうが素直である。このように, この主張は容易に解決できない問題である。

しかし, 容易に解決できない困難な問題を含んでいるとはいえ, 取調べの録音・録画制度が取調べ可視化の現状を変革する契機であるとするなら, 現状をよりよく改善するのであれば実施する意義は充分にある。

また, 取調べのテープ録音やビデオ録画を任意性の判断に対してのみ公判で用いる場合, 自白内容がそのまま裁判官に聞かれてしまい, 信用性判断に影響するのではないかとこの主張があるが, 証拠能力の存否判断のため

に自白調書そのものが閲読されるということが現に存在することや、自白の証拠能力を排除するときの任意性の基準が著しく高いという現実を考えると、より正確でリアルな情報が伝わったほうが現状よりいいことは明らかである。

結局のところ公判中心主義の関係から問題があるといっても、公判中心主義が直接主義・口頭主義・公開主義・当事者主義から導かれていることを考えると、「密室」のままの公判中心主義よりも取調べ「全過程」の録音・録画が実現されてこそ、より直接主義的、口頭主義的、公開主義的、当事者主義的となり、「公判中心主義が活性化する」⁴¹⁾といわれていることについては、全くそのとおりであると結論づけることができる。

第四節 甲山事件に実施された場合の効果

仮に、被疑者取調べ「全過程」の録音・録画制度が第二章で取り上げた甲山事件に導入されていた場合、どのような効果が期待できただろうか。あくまでも推論の域を出ないが、これまでのまとめとして検討していきたい。

(1) 自白の任意性・信用性判断の資料としての役割

甲山事件の公判は無罪が確定するまでに事件発生から25年、起訴後21年6ヶ月もかかった超長期裁判である。なかでも自白の任意性、信用性の問題は重大な争点の一つであり、そのため警察の被告人に対する取調べ状況に関する証人調べは5人、実に公判回数14回におよび争われ、裁判長期化の主要な原因のひとつとなっている⁴²⁾。結局、裁判では自白の信用性を中心に争われ、差戻判決をおこなった控訴審以外、第一審も差戻第一審・差戻控訴審も自白の信用性を否定している。

取調べの全過程が録音・録画されていれば、供述過程を記録したテープが自白の任意性・信用性判断の資料として提供できるので取調べ状況そのものに関して争われることはない。自白の信用性も容易に判断でき、これ

ほど裁判が長期化することはなかつただろう。

また、現在では一般的に自白を争う場合、その中心となるのは任意性よりも信用性判断であることが多く、任意性の判断はほとんど機能していないといわれている。甲山事件も例外ではなく、信用性を判断するためにYの取調べ時の心理的状況や取調官との人間関係を検討しているが、どの時期の判決をみても任意性についてはほとんど触れられていない。これはYの自白について任意性が問題とならないのではなく、取調べ状況が可視化・客観化されていなかったために、直接被疑者の心理状態に関わる「任意であったかどうか」を判断することが困難であったためと考えられる。仮に取調室で行われている取調べ状況がすべて録音・録画されていたならば、その自白内容が信用できるかどうかという信用性判断だけでなく、その自白自体、被疑者が任意で供述したものであるかどうかという任意性判断についても容易になり、積極的争点として審理されたのではないだろうか。取調べの録音・録画は自白の任意性本来の機能を取り戻す一つの契機としても期待できるのである。

(2) 取調べに対するチェック機能としての役割

甲山事件の被疑者取調べの際に録音・録画が実現していたら、そこで行われる取調べはどのようなものになっていただろうか。すべての取調べ状況が最初から最後まで完全に検証可能な状態として記録されるため、事後的に取調べが適正に行われていたものかどうかチェックする事ができる。取調官は常にこのこと念頭において取調べを行わなければならない、被疑者に対して客観的にみても「相当な」態度でのぞむことを意識するだろう。まちがっても甲山事件逮捕当初のように、保母として平穩に過ごしてきた22歳の女性に向かって罵声を浴びせ、ののしることは絶対にできないはずである。また、取調官が想定した自白を被疑者から引き出すため、「空白の15分」にみられるような分刻みのアリバイを長時間にわたって要求することも、亡くなった園児達の話を繰り返したり、父親さえも無罪を信じて

いないと断言するような発言も控えたであろう。

そして、密室での取調べが外部から事後的とはいえ監視できる状態になれば、被疑者側が録音・録画を意識するというよりも、むしろ取調官側が意識し、外から見ても適正な取調べが行われていると判断される取調べの実現を目指すはずである。現に、イギリスやアメリカでは録音・録画制度を導入する中で取調べの質が向上したと報告されている⁴³⁾。なによりも、一度そうした客観的な立場に立って取調べ方法等を考え直すことは、すぐに有罪へと引き込まれやすい取調べの場の異常性を改善していく一つのきっかけとなるだろう。

甲山事件の供述調書を検討した結果、Yが自白するに至った理由と考えられるこれらのことが抑制されるとするならば、録音・録画されていたら被疑者であるYは容疑を否認する立場を貫くことのできた可能性がある、と考えることは単なる希望的推察とはいえないのではないだろうか。

同時に取調べ録音・録画制度に期待する効果には一定の限界があることもまた事実である。取調べの「場の異常性」やそこで構築される被疑者と取調官との「異様な信頼関係」はビデオテープだけで変えられるものではない。録音・録画はあくまで事後的・間接的な役割しか果たさず、直接、取調べ時に被疑者に語りかけることも取調官と対峙するだけの信頼関係を築くこともできないのである。また、取調べの録音・録画が実施されたとしても取調室では決して見えてこない問題もある。

甲山事件でも代用監獄と取調室の往復を重ねていくうちに、取調室外においても取調官と被疑者の支配従属関係ともいえる人間関係が構築されていった。そのなかで、被疑者であったYが自白と否認を繰り返しながらも最終的に否認の意思を固めることができたのは、Yが事件当時を記憶喚起する中で自身の行動を思い出し、弁護人との接見によって偶然にも取調官との迎合的な「信頼関係」から抜け出すことができたからであった。

以上のことから、密室で行われる取調べの「場の異常性」や「異様な人間関係」を改善し、真に取調べの可視化を実現するためには録音・録画制

度だけでなく、取調べ時に被疑者と取調官との対峙を可能にする弁護人の立会いなどの体制も共に実現されなければならないと結論づけることができる。

む す び

被疑者取調べの録音・録画制度は、いまや国内では裁判員制度に伴う公判審理の迅速・充実から必然的に、また、国外では近代化・現代化の世界の潮流として当然に要請されている。そのなかで日本がどのような途を選択すべきか、もはや明らかだろう。

しかし、取調べの適正さを確保するためには取調べの録音・録画をすればそれで足りるというものではない。たしかに、取調べの録音・録画は自白の任意性判断に有効であるが、信用性判断の資料とする場合、上手く機能すれば有効となる反面、偏重の危険がともなうので慎重な判断・注意が必要となる。そこで弁護活動のフォローが重要となるように、取調べの録音・録画制度は弁護人の立会いも共に認められてこそ、その特徴を生かした機能や役割を十分に発揮することができ、取調べの適正化に効果的に貢献するのである。

- 1) 三井誠『刑事手続法(1)新版』(有斐閣, 2000年) 127頁。
- 2) 日本の取調べの特徴については、三井・前掲注1)127-128頁, 三井誠「取調べの現実と今後」井戸田侃編集代表『総合研究=被疑者取調べ』(日本評論社, 1991年) 21頁, 酒井匠「逮捕・勾留中の被疑者取調べ受忍義務」『ジュリスト増刊刑事訴訟法の焦点(新版)』(有斐閣, 1991年) 57頁参照。
- 3) 多田辰也『被疑者取調べとその適正化』(成文堂, 1999年) 43-44頁。
- 4) 事件の概要と裁判の経過について、浜田寿美男『自白の心理学』(岩波新書, 2001年) 68-69, 88-90頁参照。
- 5) 浜田寿美男「虚偽自白の虚偽性がなぜ見抜かれないのか もう一つの心理学のために」渡部保夫先生古稀記念論文集『誤判救済と刑事司法の課題』(日本評論社, 2000年) 49-53頁。
- 6) 取調べの場での心理的状況について、浜田・前掲注4)93-106頁, 浜田・前掲注5)論文 53-59頁参照。

被疑者取調べの可視化（菅原）

- 7) 守屋克彦, 浜田寿美男, 村井敏邦, 大出良知『『自白の研究』を読む(中) 自己分析の到達点と虚偽自白排除の可能性 座談会』法学セミナー38巻2号(1993年)80-81頁。
- 8) 浜田寿美男『自白の研究』(三一書房, 1992年)348-452頁。
- 9) 甲山事件供述調書以外に知り得た Y に対する取調べの状況については, 浜田・前掲注8)367頁参照。
- 10) 浜田・前掲注8)355頁。
- 11) 浜田・前掲注8)363頁。
- 12) 浜田・前掲注8)349頁。
- 13) 梅田豊「(2) 刑事司法 取調べの適正性の確保」『法律時報増刊シリーズ司法改革』(2001年)185頁。
- 14) 森井暉「供述調書の作成・機能」井戸田・前掲注2)399頁。
- 15) 三井・前掲注1)137頁。
- 16) 小川秀世『『無法地帯』にビデオカメラを!』自由と正義52巻6号(2001年)110頁。
- 17) 渡辺保夫『無罪の発見』(勤草書房, 1992年)402頁以下参照。
- 18) 梶田英雄「取調経過一覧表による立証の失敗と教訓」季刊刑事弁護14号(1998年)40-41頁。
- 19) 「取調べ可視化の手段」大出良知, 川崎英明, 神山啓史, 岡崎啓『刑事弁護』(日本評論社, 1993年)48頁。
- 20) 梶田・前掲注18)40頁。
- 21) 小川・前掲注16)111頁。
- 22) 梶田・前掲注18)41頁。
- 23) 渡辺修「被疑者取調べと司法改革の視点」法律時報74巻7号(2002年)36頁。
- 24) 渡辺修「被疑者取調べの録画「可視化」原理と「包括的防御権」」季刊刑事弁護39号(2004年)105頁。
- 25) 秋田真志, 小林功武「実践の中で取調べの可視化を 被疑者ノートの試み」季刊刑事弁護39号(2004年)82-86頁。
- 26) 三井・前掲注1)168頁。
- 27) 弁護人の立会いに対する肯定説, 否定説の根拠については, 三井・前掲注1)167頁, 多田・前掲注3)333-334頁参照。
- 28) 三井・前掲注1)167-168頁, 多田・前掲注3)335頁。
- 29) 白取祐司「捜査の可視化と適正化」自由と正義54巻10号(2003年)86頁。
- 30) 大阪弁護士会弁護委員会『シンポジウム取り調べ可視化の実現に向けて』(2000年)52-53頁, 小坂井久「取調『全過程』の録音に向けて(五) 論稿「取調可視化」論の現在」刑弁情報16号(1998年)20-24頁。
- 31) 三井・前掲注1)138頁, 小川・前掲注16)112-113頁参照。
- 32) 大阪弁護士会弁護委員会・前掲注30)55頁, 日本弁護士連合会『裁判員制度と取調べの可視化』(明石書店, 2004年)21頁参照。
- 33) 反対論・消極論の主張の説明については, 小坂井久「取調『全過程』の録音に向けて(二) 論稿「取調可視化」論の現在」刑弁情報12号(1995年)41-58頁, 日本弁護士連合

- 会・前掲注30)20-26頁参照。
- 34) 本江威憲「取調べの録音・録画制度について」判例タイムズ1116号(2003年)6-7頁。
- 35) 多田・前掲注3)301-302頁,田宮裕「刑事訴訟法」(1992年)131頁,小坂井・前掲注33)53頁参照。
- 36) 小坂井久「取調『全過程』の録音に向けて 論稿「取調可視化」論の現在(一)-(六)」は,取調べのテープ録音を「被疑者の取調録音権」としてとらえる見解に立っている。権利性に関する議論は未成熟だが,渡辺・前掲注24)109頁では被疑者の包括的防御権に由来する権利として言及されている。
- 37) 反対論からの主張の反論については,小野正典「捜査の可視化への展望」季刊刑事弁護40巻(2004年)79-81頁,大阪弁護士会弁護委員会・前掲注30)55頁以下,小坂井・前掲注33)41-59頁,日本弁護士連合会・前掲注32)22-26頁参照。
- 38) 日本弁護士連合会・前掲注32)25頁。
- 39) 小坂井・前掲注33)50頁。
- 40) 小坂井・前掲注30)30-31頁。
- 41) 大阪弁護士会弁護委員会・前掲注30)56頁,小坂井・前掲注33)53頁。
- 42) 日本弁護士連合会・前掲注32)171頁。
- 43) 渡辺修・山田直子監修 小坂井久・秋田真志編集『取調べの可視化 密室への挑戦 イギリスでの取調べ録音・録画に学ぶ-』(成文堂,2004年)188頁。日本弁護士連合会・前掲注32)109-110頁。